

令和6年4月1日の探偵業法一部改正により、探偵業者は公安委員会に届出た事を示す「標識」を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、各事業所の管理するウェブサイトに掲載することが義務づけられました。

探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	東京都公安委員会
届出書の受理番号	第30070353号
届出書を提出した年月日	平成19年6月27日
商号、名称又は氏名	株式会社ニッチョー
営業所の名称	同上
営業所の所在地	東京都新宿区北新宿1-1-16 JSビル10F
営業所の種別	主たる営業所
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	 株式会社 ニッチョー